冷凍装置等で使用する冷媒に関する事項

改正規則等

鋼船規則 D編

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

冷蔵設備規則

高速船規則

鋼船規則檢查要領 D 編

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

冷蔵設備規則検査要領

改正事項

冷凍装置等で使用する冷媒に関する事項

改正理由

本会規則において規定される冷媒のうち,ハイドロクロロフルオロカーボンである R22 を含む設備は、MARPOL 条約附属書 VI 第 12 規則により、原則として、2020年1月1日以降に起工又は同等段階にある船舶に設置することが禁止される。

また,近年,地球温暖化抑制の観点から,地球温暖化係数(GWP)が低い冷媒を使用する計画の増加が見込まれている。

このため、R22の使用を原則として禁止するとともに GWP が低い冷媒の使用を認めるべく、関連規定を改めた。

併せて、鋼船規則等の総合的見直しの一環として、本会規則該当箇所の構成をMARPOL条約附属書 VI 第12規則と整合するよう改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 冷凍装置等で使用する冷媒の一覧から R22 を削った。
- (2) 冷凍装置等で使用する冷媒の一覧に R407H 及び R449A を加えた。
- (3) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則の構成が MARPOL 条約附属書 VI 第 12 規則と整合するよう改めた。

改正条項

鋼船規則 D 編 17.1.1, 表 D17.1

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2 編 1.3.2, 8 編 1.1.2, 1.2.1

冷蔵設備規則 1.1.1, 表 1.1, 2.3.1, 3.1.1, 3.2.6

高速船規則 9 編 11.1.1

鋼船規則檢查要領 D 編 D17.1.1

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領8編 1.2.1

冷蔵設備規則検査要領 1.1.1